

広報家畜衛生

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

令和8年1月30日発行

○徳島家畜保健衛生所

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94

TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所

〒 774-0030 阿南市日開野町谷田483-3

TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

定期報告書の提出をお願いします！

定期報告は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年の報告が義務づけられています。期限内の提出に御協力ください。

また、チェックシートの様式が変更されましたので、ご注意ください。

提出書類

1 基本情報

令和8年2月1日現在の状況を記載してください。

- ・家畜の所有者の住所・氏名
- ・飼養衛生管理者の住所・氏名
- ・農場所在地
- ・飼養する家畜の種類及び頭数
- ・畜舎数 など

「記入例」や
「添付書類一覧」を
参考にしてください

2 飼養衛生管理基準の遵守状況（自己チェック）

「農場平面図」や「埋却用地の確保状況」に変更のある方は、当所まで御連絡ください。

提出の方法

添付の様式に必要事項を記入して提出してください。

データ入力される場合の様式や、飼養衛生管理マニュアルの例について、県HPに掲載されていますので、参考にしてください。

（※「徳島県」「家畜」「定期報告」で検索）

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/5043943/>

eMAFF、メール、郵送、ファクシミリ、持ち込み など方法は問いません。
御協力をお願いします。

報告期限

令和8年2月27日（金）

提出先

徳島家畜保健衛生所

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94

TEL : 088-631-8950 FAX : 088-631-8938

徳島家畜保健衛生所 阿南支所

〒774-0030 阿南市日開野町谷田483-3

TEL : 0884-22-0304 FAX : 0884-22-2225

e-mail (徳島家保・阿南支所共通アドレス)

tokushimakachikuhoken@pref.tokushima.lg.jp

定期報告の重要性

御提供いただいた情報は、家畜の伝染病の発生予防や伝染病発生時の迅速な防疫対応実施のために活用しています。また、飼養衛生管理基準の遵守状況について自己チェックを行うことで、農場の衛生状況の見直しをお願いします。

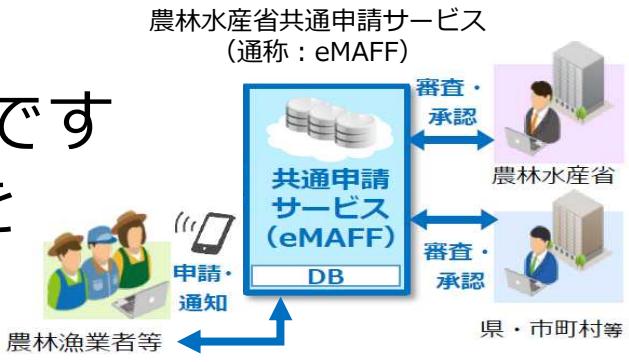
御不明な点等ありましたら、当所まで御連絡ください。



定期の報告等(※)の手続きが電子化されます

電子化に伴い
eMAFF IDの取得が必要です
eMAFF ID取得の手続きを
お願ひいたします

【eMAFF ID取得の流れは裏面又は右のQRコードへ】



電子化によるメリット

- ◆ **インターネット環境があればどこからでも提出できるようになります**
インターネットに接続できる端末（パソコン、スマホ等）があれば自宅や農場から提出ができ、市役所や家保等の窓口への提出や郵送が不要になります。
オフライン環境でも報告書の作成ができます。
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。
- ◆ **過去の履歴を引用して報告書の作成ができるようになります**
電子化後は提出されたデータが保存されるようになるので、履歴を引用することで報告書の入力や書類添付の手間が省けます。
- ◆ **報告したデータに基づき、それぞれの農場にあった飼養衛生管理等の指導が受けられるようになります**

手続きの電子化にあたってアプリ開発も行っています

アプリを利用すると

- 飼養衛生管理基準をチェックする際に、写真や図、説明文 わかりやすい 参照できる
- 前回の報告結果と今回の報告結果が比較でき、遵守状況の変化が目に見える

R6.4月から開始予定



アプリ

飼養衛生管理
支援システム

(※)令和6年度から電子化される手続きは

- 令和7年2月の**定期の報告**（全家畜の所有者）のほかに
- ・令和6年10月から**家きんの一斉点検**（家きんの所有者）
 - ・令和7年5月から**豚等の一斉点検**（豚等の所有者）等が対象になります

「gBizID エントリー」の取得

eMAFFでは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより、利用することができる認証システム「gBizID」の登録が必要です。
※gBizIDアカウントは、無料でご登録いただけます。

01



詳しい取得方法は、以下のeMAFFポータルをご覧ください。

eMAFFポータル：<https://e.maff.go.jp>

「eMAFF プライム」の取得

gBizで
本人確認
する場合

- ◆ 法人は法務省が発行する印鑑証明書、個人事業主は市町村が発行する印鑑登録証明書の提出を行うと、gBizID エントリーからgBizID プライムに昇格します。
- ◆ gBizID プライムでeMAFFにログインします。eMAFF ポータル画面右上にある「ログイン」からgBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、eMAFF プライム（eMAFF ID）が自動生成されます。

eMAFFで
本人確認
する場合
(※個人事業主
に限ります)

- ◆ eMAFF ポータル画面右上にある「ログイン」から gBizID（メールアドレス）とパスワードを入力すると、本人確認が必要なeMAFF エントリーが自動生成されます。
- ◆ 本人確認は、

- ・マイナンバーカードを用いてオンラインで行う方法
- ・審査機関（国、自治体、地域農業再生協議会等）を訪問し、本人確認証明書を提示して対面で本人確認を行う方法

があります。※本人確認の審査完了までに最大で1週間程度かかることがあります。
本人確認後、eMAFF プライムに昇格します。

eMAFFを利用する場合、利用規約に同意していただく必要があります（初回ログイン時）。

eMAFFを利用してオンライン申請

各制度のマニュアル等を参照の上、オンライン申請を行ってください。

マニュアル：<https://e.maff.go.jp/Manual>

Wiki：<https://e.maff.go.jp/Wiki>

お問合せ

Webフォーム：<https://e.maff.go.jp/Inquiry>

TEL：0570-550-410(ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）



【記入例】

全体をとおして、**登録内容欄** **訂正欄** がセットで並んでいます。

入力内容に訂正があれば、直下の **訂正欄** に記入してください。

登録内容欄 が空欄であれば、可能な限り **訂正欄** に記入してください。

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6関係）

定期報告書

記入日を記入してください

西暦 年 月 日

都道府県知事

殿

経営体ID	●●●●		
農場ID	●●●●		
農場名	●●農場		
農場名 ※訂正欄			
住 所	● ● ● - ● ● ● ● ●		
	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降
	徳島県	●●市	●●町●●●-●
住 所 ※訂正欄	-		
	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降
電子メール	●●●@●●.●●.●●		
電子メール ※訂正欄			
(電話番号)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
(電話番号) ※訂正欄			
(FAX)	● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		
(FAX) ※訂正欄			

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名	●● ●●		
家畜の所有者の氏名 ※訂正欄			
家畜の所有者の住所	郵便番号	● ● ● - ● ● ● ● ●	
	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降
	徳島県	●●市	●●町●●●-●
家畜の所有者の住所 ※訂正欄	郵便番号		
	都道府県	市区町村郡	市区町村郡以降

家畜の所有者の連絡先	電子メール	●●●●@●●●.●●.●●						
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	携帯電話番号 ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
	(電話番号)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号) ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
	(FAX)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(FAX) ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
飼養衛生管理者	□ 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者の場合、チェックを付け飼養衛生管理者の情報は記入は不要							
飼養衛生管理者の氏名	●● ●●							
飼養衛生管理者の氏名 ※訂正欄								
飼養衛生管理者の住所	郵便番号	●●●●●● - ●●●●●●●●						
	都道府県	市区町村郡		市区町村郡以降				
	●●県	●●市	●●町●●●● - ●					
飼養衛生管理者の住所 ※訂正欄	郵便番号	- ●●●●●●						
	都道府県	市区町村郡		市区町村郡以降				
飼養衛生管理者の連絡先	電子メール	●●●●@●●●.●●.●●						
	電子メール ※訂正欄							
	携帯電話番号	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	携帯電話番号 ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
	(電話番号)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(電話番号) ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
	(FAX)	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	※ハイフンなし左詰めで記入					
	(FAX) ※訂正欄				※ハイフンなし左詰めで記入			
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所	郵便番号	●●●●●● - ●●●●●●●●						
	都道府県	市区町村郡		市区町村郡以降				
	●●県	●●市	●●町●●●● - ●					
飼養衛生管理者が管理する衛生 管理区域の住所 ※訂正欄	郵便番号	- ●●●●●●						
	都道府県	市区町村郡		市区町村郡以降				

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛	4ヶ月未満	頭	24ヶ月以上	頭	4~24ヶ月	頭	子牛	搾乳牛、後継牛				
		4ヶ月未満	頭	子牛												
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	4ヶ月未満	頭	24ヶ月以上	頭	9~24ヶ月	頭	子牛	和牛（肥育） ※出荷予定 子牛を含む				
		4ヶ月未満	頭	子牛												
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	4ヶ月未満	頭	17ヶ月以上	頭	7~17ヶ月	頭	子牛	ホル♂・F1 (肥育)				
		4ヶ月未満	頭	子牛												
	肉用繁殖牛	成牛（雄） 種雄牛	成牛（雌） 母牛	育成牛	4ヶ月未満	頭	24ヶ月以上	頭	24ヶ月以上	頭	子牛	繁殖肉牛 ・受卵牛 ・後継牛				
		4ヶ月未満	頭	子牛												
	豚	繁殖豚			3ヶ月以上	頭	12ヶ月以上	頭	12ヶ月以上	頭	子豚	肥育豚 (子豚を除く。)	頭			
		雄豚	母豚	育成豚												
		3ヶ月以上	頭	3ヶ月以上								離乳～ 3ヶ月未満	頭			
	鶏	採卵鶏			羽	150日以上	羽	150日未満	羽	羽	内用鶏					
		成鶏	育成鶏	内用鶏												
		150日未満	羽	150日未満												
	馬その他	馬	水牛	鹿							めん羊	山羊				
		頭	頭	頭							頭	頭				
		いのしし	うずら	あひる							きじ	だちょう				
		頭	羽	羽							羽	羽				
		ほろほろ鳥	七面鳥													
		羽	羽													
	畜舎等の数		畜舎	ふ卵舎												
			舍	舍												

畜舎数を
記入してください

記入してください



農場名 :

いずれかに

✓してください

回答記入例
 できている 一部できている できていない

※「できている」、「一部できている」、「できていない」又は「該当しない」から1つ選択

I 家畜防疫に関する基本的事項			
1 家畜の所有者の責務			
①関係法令を遵守している。 (関係法令の例) ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。 (協力者の例) ・地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） ・都道府県 ・市町村 ・関係団体 ・地域自衛防疫団体	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践			
①家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認するとともに、家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。 (情報の把握方法例) ・メール ・広報誌 ・FAX ・ウェブサイト	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
①必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。 ・飼養衛生管理マニュアルの必要事項 (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項 (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項 (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起 (4) 衛生管理区域及びその出入口並びに消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の最新の防疫体制を確認できる平面図 (5) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止 (6) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組 (7) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒並びに農場における防疫のための更衣に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等 ・飼養衛生管理マニュアルの写しを添付	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
②従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
③家畜の伝染性疾病の発生の予防及び蔓延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	<input type="checkbox"/> できている	<input type="checkbox"/> 一部できている	<input type="checkbox"/> できていない
【記入欄】 ※「一部できている」「できていない」を選択した場合、できていない部分の具体的な内容/今後の改善方針を記入してください。			

記載内容に従って

添付してください

記入欄がある場合、必要に応じて記入してください

確認記録

○年月日 :

○確認者（家畜の所有者・飼養衛生管理者・家畜防疫員・民間獣医師・その他（ ））

氏名 :

飼養衛生管理基準の添付書類一覧

1 農場の平面図（次のものを明示したもの）

- ① 衛生管理区域及びその出入口
- ② 消毒設備の設置個所

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

【記載例】

- ・衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- ・衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- ・衛生管理区域の出入口に監視員を配置（又はモニターを設置）している

3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面

【記載例】

- ・衛生管理区域：動力噴霧器
- ・衛生管理区域：車両消毒ゲート及び踏込消毒槽

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに〇m²／頭（羽））を記載した書面

畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。例えば、

- ・区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
- ・同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する 等

5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 埋却用地の所在地
- ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、
 - イ その所有者の氏名又は名称
 - ロ 当該土地の利用に関する契約の内容
- ③ 埋却用地の面積・利用状況（※1）
- ④ 農場から埋却用地までの距離
- ⑤ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
- ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- ⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 焼却施設・化製場の名称・所在地
- ② 農場から焼却施設・化製場までの距離

(参考)

- ③ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無
- ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無

7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

9 大規模所有者（※2）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（※1）家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積

- ① 牛等の場合 $5\text{ m}^2/\text{頭}$ （月齢が満二十四月以上のものに限る。）
- ② 豚等の場合 $0.9\text{ m}^2/\text{頭}$ （月齢が満三月以上のものに限る。）
- ③ 家きんの場合 $0.7\text{ m}^2/100\text{ 羽}$ （日齢が満百五十日以上のものに限る。）

（※2）大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200 頭以上
 - イ 月齢が満 17 月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満 24 月以上のその他の牛
- ② 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000 頭以上
 - イ 月齢が満 4 月以上満 17 月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ロ 月齢が満 4 月以上満 24 月未満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合 200 頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・エミュー・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上

配合飼料価格高騰対策事業

事業内容

配合飼料価格の高騰による経営への影響を緩和するため、飼料自給率の向上や生産性の向上等に取り組む畜産経営者の皆様に対し、配合飼料購入経費の一部を支援します。

補助単価

1トンあたり 2,500円

対象経費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの配合飼料購入に要する経費

注) 購入実績に基づいて算定します。

注) 令和7年度「配合飼料価格安定基金」契約数量が上限になります。

主な要件

- 令和7年度の「配合飼料価格安定制度」への加入していること
- 飼料自給率の向上によるGXの推進や生産性の向上に取り組むこと
- 経営力強化に取り組むこと（付加価値の高い品種の導入など）

申請方法及び時期について

申請受付の開始時期や必要書類については、農協・配合飼料価格安定基金協会等を通じてご案内いたします。

担当 徳島県農林水産部畜産振興課 振興・成長戦略担当

電 話：088-621-2418 ファクシミリ：088-621-2857